令和６年　第２回（臨時）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和６年２月26日（月曜日）

議事日程（第１号）

令和６年２月26日　午前９時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　町長提出第３号議案　令和３年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について

日程第４　町長提出第４号議案　令和５年度中座団地住宅建設工事請負変更契約の締結について

日程第５　町長提出第５号議案　旧津和野藩家老多胡家表門保存修理工事請負契約の締結について

日程第６　町長提出第６号議案　津和野町手数料条例の一部改正について

日程第７　町長提出第７号議案　令和５年度津和野町一般会計補正予算（第８号）

日程第８　発委第１号　津和野町議会図書室設置条例の制定について

日程第９　発委第２号　津和野町議会会議規則の一部改正について

日程第10　発委第３号　津和野町議会委員会条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　町長提出第３号議案　令和３年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について

日程第４　町長提出第４号議案　令和５年度中座団地住宅建設工事請負変更契約の締結について

日程第５　町長提出第５号議案　旧津和野藩家老多胡家表門保存修理工事請負契約

の締結について

日程第６　町長提出第６号議案　津和野町手数料条例の一部改正について

日程第７　町長提出第７号議案　令和５年度津和野町一般会計補正予算（第８号）

日程第８　発委第１号　津和野町議会図書室設置条例の制定について

日程第９　発委第２号　津和野町議会会議規則の一部改正について

日程第10　発委第３号　津和野町議会委員会条例の一部改正について

出席議員（10名）

１番　道信　俊昭君	４番　米澤　宕文君
５番　横山　元志君	６番　沖田　　守君
７番　御手洗　剛君	８番　三浦　英治君
９番　田中海太郎君	10番　寺戸　昌子君
11番　川田　　剛君	12番　草田　吉丸君

欠席議員（１名）

２番　大江　　梨君

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　中田　紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	下森　博之君	副町長 ……	島田　賢司君
教育長 ……	岩本　要二君	総務財政課長 ……	益井　仁志君
税務住民課長 ……	山下　泰三君		
つわの暮らし推進課長 ……			宮内　秀和君
健康福祉課長 ……	土井　泰一君	医療対策課長 ……	清水　浩志君

農林課長　……　小藤　信行君　　商工観光課長　……　堀　　重樹君
環境生活課長　……　野田　裕一君　　建設課長　……　安村　義夫君
教育次長　……　山本　博之君　　会計管理者　……　青木早知枝君

午前９時00分開会

○議長（草田　吉丸君）　おはようございます。本日、令和６年第２回津和野町議会臨時会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

大江梨議員より、欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は１０名であります。定足数に達しておりますので、令和６年第２回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、１１番、川田剛議員、１番、道信俊昭議員を指名いたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（草田　吉丸君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

ここで、本会議を暫時休憩としたいと思います。

午前９時02分休憩

……

〔全員協議会〕

……

午前９時30分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．議案第３号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３、議案第３号令和３年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、契約案件３件、条例案件１件、補正予算案件１件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第３号でございますが、令和３年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　それでは、議案第３号令和３年度津和野町学校給食センター建設工事請負変更契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、令和３年度津和野町学校給食センター建設工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

変更の内容は、変更前の金額８億１，２９０万円に、変更額２億６，３３０万９，２００円を増額し、契約の金額を１０億７，６２０万９，２００円とするものでございます。

契約の相手方でございますが、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬５７５番地９、氏名、堀建設株式会社代表取締役、堀大地でございます。

次のページに資料としまして、工事請負変更仮契約書をつけております。

続きまして、変更契約の概要について御説明いたします。参考資料１を御覧ください。

１．に当初契約の概要を、２．には変更（１回目）の概要について記載をしておりますので、御確認を頂きたいと思います。３．変更（２回目）の概要に、今回の変更契約の概要を記載をしております。変更契約額は先ほど御説明したとおりでございます。

主な変更理由は、１、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢の悪化などに起因する物価高騰に伴い、令和５年５月３１日付で請求のあった工事請負契約書第２６条第６項に基づく請負代金額の変更について、協議に基づき設計単価の見直しを行ったため。

２、建築工事について、現場での納まりの調整による仕様及び数量の変更及び全体的な工事費抑制のため、壁や天井等の石膏ボードの見直し、ＯＡフロア、事務室カウンター、カーテンボックス、カーストッパー等の取りやめや数量減を図ったため。

３、電気設備工事については、必要電力の見直しに伴い、電灯幹線設備における分電盤の仕様変更及び動力幹線設備における動力制御盤の仕様変更及び電灯やコンセント設置箇所数の変更を行ったため。

４、機械設備工事について、衛生管理手順に基づく調理現場との協議により、衛生器具等の仕様変更を行う必要が生じた。また、別途調達を行った厨房機器の接続工事やガスバルク用の基礎工事を追加する必要が生じたため。

５、外構工事については、グラウンド防球ネットの復旧に合わせ、臨時的なグラウンドへの侵入路の確保を兼ねて、一部カーテン式への変更が生じたため。

６、積上げ共通仮設費について、受注者との検討協議により大型ラフタークレーンの導入、雨水・地下水等の排水処理、交通誘導員の配置を行う必要が生じたためでございます。

また、参考資料２の全体配置図、１階平面図及び２階平面図には、先ほど御説明をいたしました変更点について、赤色で示しておりますので、併せて御覧を頂いたらと思います。

なお、この仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく、本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長、図面のほうを少し説明をお願いします。教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　それでは、図面の説明ということで、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。参考資料２の最初のページでございますが、全体の配置図となっております。赤色で主な変更箇所を示させていただいております。

まず、左手上のほうにカーテン式防球ネット設置と示させていただいておりますが、これが５番目に説明をさせていただきました外構工事に係るところで、グラウンドの防球ネットのここは、復旧作業においてカーテン式に回復をしたものとなっております。

右側に赤く四角囲ったところにガスバルクと示しておりますことについては、これは４番目のところで説明をさせていただきました、ガスバルク用の基礎工事を実施をしたところとなっております。

めくっていただきまして、１階の平面図があります。同じように赤色で主な変更箇所について図示をしております。

上方の中央辺りにございますのが、２番目のところで説明をさせていただきましたカーストッパーというものがあります。給食配送車が給食のコンテナ等搬出する際のカーポートの位置になっておりますけれども、こちらにカーストッパーを設置しておりますが、これについて数量を必要最低限に抑えたようにして、経費を削減をさせていただいております。

それから、主なところだけ申し上げますと、右下辺りに事務室がございますが、こちらについては２番目のところで説明をさせていただきましたが、当初、ＯＡフロアの設置を計画しておりましたが、こちらについても経費削減のために、ＯＡフロアの設置は取りやめをさせていただいております。その横にカウンターがありますけども、こちらについても経費削減のために、こちらの設置の取りやめをさせていただいております。

その下辺りのところに、こちらはトイレでございますが、トイレ等についても、衛

生基準の見直し等に、４番目で説明をさせていただいておりますが、衛生管理基準に基づいての見直し等も行っているところです。

３枚目のところにつきましては、こちらは２階の平面図になっておりますが、こちらについても同様に変更箇所を赤色で示させていただいております。こちらについても、現場等の調整の中から見直しを行って、今回、修正等をさせていただいているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　それでは、これより質疑に入ります。ありませんか。田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　今の説明のありました、例えばですけど、２番のところの石膏ボードの見直し、ＯＡフロア、事務室カウンター、カーテンボックスなどの取りやめとか、数量減によって減額されたということなんですけど、これは、このことによって業務に支障とか問題点は何かあるでしょうか。全く問題はないでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　こちらにつきましては、現場等との管理をしながら変更をさせていただいております。今後の業務的にも支障はないということで確認をしながらさせていただいておりますので、問題ないかと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　正直、支障がないんであれば、極端に言えば、最初からこういう形式でもいいんじゃないかなと思うんですよ。結局、やはり予算が限られている中なんで、極力お金を絞ってシンプルに小さくやっていくべきだと私は思うんですけど、やはりそこら辺、最初の予定ではそうではなかったんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　例えば、ＯＡフロア等につきましては、昨今のシステム上のところで利便性を図るというようなことで計画をしておりましたが、そこの辺りについては、できるだけ、施工を進める中で経費節減ができないかというところの中で検討をさせていただいて、数量減ということでさせていただいておりますので、そういったところで御理解を頂ければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　反対の立場で討論させていただきます。

私、この予算が可決された場合は、せいぜい二、三百万円くらいの減額しかできないだろうなと考えておったところではありますが、そこを２，８００万円程度減額されたということは、これはかなりの御努力で、かなり評価できるものだと考えてはおります。

しかし、先ほど来、同僚議員の指摘することもありました、工期延長にある増額の説明では、当初、最初の説明では、待っている間も現場は動いとることだからという御説明でありました。それはそうだと思います。現場は常々動いているものだと思うとるところではありますが、それは工期を延長しようがしまいが、ある仕事であって、工期が長くなったから増えた仕事ではないはずです。

工期を増えたものであれば、工期延長で増えたものと考えられるのは、例えば、現場事務所や敷鉄板などの借上代、これが、まあ、ある程度増えとるのであろう。先ほどの御説明にもありましたように、施工管理者を張りつけなければいけない人件費等々もあるというのを分かった上で話をさせていただいとりますが、先ほど御説明にもありました、それを方程式にはめて計算して出した答えが、それならそれはそれだとしても、先ほども言いましたが、何が何でもそれを支払わなければいけないのかといえば、違うのではないかと私は考えます。

受注者と減額の交渉なり、何かもっとやれることはあったのではないか。先ほどの共通仮設費の説明を受けた後に感じたこととしても、やっぱ同じことを今思っているところであります。あと、それに、仕様変更についてですが、認められない部分も多く含まれるところであります。

どういうことかといえば、例えば、カレーライスを食べましょうと言ってトレイに箸しかなかった。それを分かった上で入札されとるはずなんです。だったら、箸で食べなきゃいけない。それを落札後にやっぱりスプーンが要るって言われても、最初か

らスプーンがないのは分かっていることなんですから、箸で食べなさいというのは、発注者がしなければいけないことではないでしょうか。後からスプーンが欲しいからって、スプーンを買う責任があるのは、私は受注者だと考えております。それに、後からスプーンが要る、増額してくれと言うんであれば、誰だって最初は安く入札して、後からスプーン代もらやあええわ、そういう気になると私は思うとるんですが、私の考えがおかしいのですかね。ちょっとその辺りはもういいんですけど。

もし、この予算執行がされなかったとしたら、補助金返還や起債が使えなくなると、財政の悪化もかなり負担がかかることだとは、私も覚悟、想定している上で言わせてもらっておりますが、もしそれをしたとしたら、紐がなくなるということ。ってなりますと、あのすばらしい施設が何にでも使えるようになる。病院食や介護食だってそこで作れるようになるのではないか。今の現時点では補助金や起債があるので、それ目的、給食以外に使えない。

だから、私はあえて反対させていただいて、そしてこの施設は今の児童数、生徒数の倍以上のキャパを持たせて、そういうことも想定されとるという御説明を受けました。ですので、反対することによって、それもできることも考えれるんじゃないか。できない理由を考えるよりも、どうすればこれができるようになるか。それを考えたいと思って、前を向いて、上を向いて反対させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　正直、昨晩本当に悩みました。寝られんぐらい悩みました。賛成か反対かというのを本当に考えて、先ほどまで考えていました。

まず言いたいのは、やはり先ほど町長が言ったように、本当に教育委員会の方々は寝ずに努力されて、本当に苦労されて、悩んで説明もされました。そこは本当に私も感謝しています。

ただ、やっぱりこの１か月間ぐらい、いろんな町民の方や県外の建設の関係者とか、いろんな方に僕も知らないので勉強しに行って聞いたりして、いろいろ総合的に判断

して、やっぱり先ほどの説明で共通仮設費の問題とかも理解できましたし。

ただ、やはり今回こういう増額の案件っていうのは、もちろん町民の中には反対、賛成、感情的な方もいらっしゃいますけど、その中でやっぱり冷静に考えて、やはりここまでの増額っていうのは何らかの手を打たなきゃなんないのかなと思っています。

それは先ほどの２，０００万円の話も、僕も大変理解しました。受注者の努力も理解できます。

ただ、やはりその中で、それとあと、以前、町長が副町長、町長、教育長の減額も理解はできるんですけど、それだけでこれが終わるわけではなく、やっぱり自分としては受注者側、設計士さん、皆さんでもう少し努力されてほしかったです。そうしたら本当に賛成できました。

よって、今回は反対させていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　全面的に賛成とは言えませんが、事がここまで進めば賛成せざるを得ませんという思いになりました。

といいますのも、この施設が学校給食に使えなくなると、生徒の、小学生、中学生の生徒の動揺、また、父兄も大変なことになると思います。

しかしながら、昨年６月１日にこういうことができとったのに、６か月も後でこれの提案が出されたというのは、議会軽視もええとこだと思いますので、こういうことは絶対に避けていただきたいと思います、今後。

まだほかにもいろいろありますけれども、もう開始が迫ってきておりますので、賛成とさせていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式による表決において、所定の時間内にボタンを押されなかった場合は、申合せ事項により棄権とみなすことになっております。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

賛成（６名）

米澤　宕文君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（３名）

道信　俊昭君	横山　元志君
田中海太郎君	

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４．議案第４号

○議長（草田　吉丸君）　日程第４、議案第４号令和５年度中座団地住宅建設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第４号でございますが、令和５年度中座団地住宅建設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　それでは、議案第４号令和５年度中座団地住宅建設工事請負変更契約の締結につきまして御説明いたします。

契約の目的は、令和５年度中座団地住宅建設工事でございます。

契約の方法は、随意契約です。

契約の金額は、変更の金額が１億９，６９５万５，０００円、変更前の金額が１億９，５４７万円、変更の金額が１４８万５，０００円でございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿野足郡津和野町高峯５６６番地１、氏名、有限会社ナガヨシ技建代表取締役、永吉伯亨でございます。

裏面に資料といたしまして、工事請負変更仮契約書の写しを添付しておりますので、御確認ください。

続いて、今回の変更の概要について御説明いたします。

本工事は、木造平屋建て４棟８戸の町営住宅の建て替え工事でございます。当初契約は、令和５年７月２４日に完成期日を令和６年３月３１日とする仮契約を締結し、８月４日に議会の御承認を頂きました。今回の変更の内容につきましては、住宅を建てる前の基礎工事において、当初から計画されていた４棟のうちの１棟の柱状改良工の仕様変更に関わるものです。

ここで、柱状改良工でございますが、参考資料としてイメージ図をつけておりますので、御確認いただけたらと思います。

この工法というのが、安定した地盤までセメントミルクを噴射注入し、土の中にコラムと呼ばれる柱状体を作り、その上に住宅の基礎を作るという工法でございます。これは、地盤の強度、質、基礎形状等により設計されますが、本工事におきましては、１棟に施工するものではございますが、柱の径が６００ミリ、平均の杭の長さが１．５メートル、本数が４７本で当初から設計されておりました。

そして、施工に先立ち配合調査を行った結果、現地地盤の土質では必要な地盤支持力を満たさないことが判明したため、良質土に置き換えて柱状改良工を施工し、地盤支持力を確保することとしたものでございます。今回の変更につきましては、基礎工の仕様変更のみで、建築本体工事に関わる変更は一切ございません。

なお、本件は、津和野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条において規定されております。５，０００万円以上の工事に該当する案件となることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　先ほどの説明で、４棟のうちの１棟だけがこの基礎を強化するということだったんですが、ほかのところは大丈夫なのかな、あんなちっちゃいところで、そんなに違うものなのかなというのが一つ質問と、それから、今、説明をしっかりしていただいたんですけど、何が前のと今のこれから先の基礎がどこがどう変わるのか、よく理解できなかったんで、もう一度お願いしたいと思います。すみません。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　まず、この基礎工につきましては、先ほど申し上げましたが、４棟施工いたします。そのうち、事前調査を設計段階でしております。地盤支持力の調査でございますが、簡易検査を行っております。それにつきましては、ちょっと難しい言葉になりますが、簡易な検査で、お金もあまりかからない支持力の検査がございますが、スウェーデン式サウンディング試験という検査がございます。それによりまして、各棟の地盤の部分につきまして、それぞれ調査したところでございます。そのうち、ほかの３棟につきましては、地盤支持力が確保されていることがございますので、先ほど御説明いたしました柱状改良工という施工が必要がないということが判明いたしました。

それで、柱状改良工につきましては、必要な１棟のみということで発注させていただいたところでございます。

そして、またそのとき、実際にこの工法を行うに当たりましては、工事の中で計画しておりました配合検査がございます。それによりまして、セメントと土を混ぜるんですけど、現場の掘った土では満足した支持力が満たされないということが判明いたしましたので、普通でしたら、そこの土を攪拌しながらセメントミルクを混ぜるんですけど、一旦現場の土を抜き取って、４７本良質土を入れながらセメントミルクを入れて攪拌するということが必要になってまいりましたので、その作業を行ったということでございます。

２点ほど御質問いただきましたが、今まとめて御説明させていただいたと思ってお

りますが、よろしゅうございましょうか。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　質問させていただきます。

この４棟のうち１棟のみということだったんですが、私の予想では谷側にある１棟、山側の２棟と谷側に２棟あって、その谷側の道の駅側のほうが確かに弱いんではないかなという予想なんですが、その１棟でよろしいでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今聞いておりますのが１棟、たしか今、横山議員おっしゃったように、谷側のほうの１棟でございますので、ちょっと、そのどちらの棟かというのが、今資料がちょっとないんですが、おっしゃるとおり、谷側のほうの１棟でございますので、そちらを施工したものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であり

ます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

道信　俊昭君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第５．議案第５号

○議長（草田　吉丸君）　日程第５、議案第５号旧津和野藩家老多胡家表門保存修理工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第５号でございますが、旧津和野藩家老多胡家表門保存修理工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細としては、教育次長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　それでは、議案第５号旧津和野藩家老多胡家表門保存修理工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

工事名は、旧津和野藩家老多胡家表門保存修理工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

契約の金額でございますが、５，２２５万円でございます。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、４７５万円でございます。

契約の工期でございますが、着工は、津和野町議会の議決があった日の翌日で、完成は、令和６年１２月２７日を予定しております。

契約の相手方でございますが、住所、山口県萩市大字椿２３７０番地、氏名、協和建設工業株式会社代表取締役、田村伊正でございます。

この入札は、令和６年２月２０日に行われ、応札した業者は２者で、落札率は９７．７４％でございます。

次のページに資料として、建設工事請負仮契約書の写しを添付しておりますので、御確認ください。

続きまして、修理工事の概要を御説明いたします。

今回、修理を行う旧津和野藩家老多胡家表門は、島根県指定有形文化財の建造物に指定されているものでございます。

参考資料１の平面図を御覧ください。図面下側が殿町通り、左側が津和野大橋方面、右側が津和野庁舎方面となっております。工事箇所は、中央にあります表門が対象となり、左右のグレーで色づけをした部分は工事範囲外でございます。

参考資料２の立面図を御覧ください。これは殿町側から見た図面となっております。見方は、先ほど平面図で御説明したことと同じとなっております。中央の無着色部分が表門となっております。この表門を解体し、調査を実施した上で復元を行っていくものとなっております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　参加業者はじめ落札率はお聞きしましたから分かりましたが、参加業者２者のうち町内業者はおられるのかどうか。それから、特に町長は我が町の一般競争入札、建築については、町内業者を優先したいと、こういうことで、町外の業者は今まで入れておりませんが、これは特殊な工事だということで、多分、山口県のこの業者等が参加したんだろうと思いますが、なぜ、町内業者にさせなかったのか。今、私が言うたような理由でなら、それで結構なんですが、その他の建築業者、一般競争は、本町以外の業者は全く介入ができない、町内業者優先、町内の業者の仕事を確保してやらにゃならんというのが、町長の方針でありますから、それも私は決してうそでいけないというわけではありませんが、少なくとも、この協和建設さんが受けられたら、我が町で下請ができるとこは、我が町の業者が下請をするように要請はしとるのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　今回発注をした工事でございますが、国、県の文化財ということの中で特殊な修理工事となっています。そのため、過去１０年間のところで、国、県等の地方公共団体が発注した、国及び県の指定文化財に関わる建築工事等の修理の実績があるところを条件としてさせていただいております。そのため、今回の入札に当たっては、広く中国５県の中でそういった実績があるところということで、資格とさせていただいたところでございます。あと、町内の下請というところにつきましては、下請については今から協議をさせていただくことにしておりますので、そういったところで御理解いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　内容は分かりましたが、下請業者は今から決めるね、いわゆる入札、落札したときに。これ、町長にお伺いしたいんじゃが、町長さん、落札を協和建設さんがされた。そのときに町長は下請については、町内業者をお使いいただくということを約束をされておるんでしょう。違いますか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　まずは、最初の御質問のほうから補足的に申し上げますと、できるだけこういう文化財の関係の請負業者というのは、先ほど答弁させていただいたように国、県の関係があって、なかなか町内業者でそれを請け負える、そういう業者がないというのがこれまででございましたが、何とか町内からも参加ができれるような、そういう取組もこれまでやってまいりまして、今、１者ぐらいは、今回は入札に参加されておりませんけれども、入札参加資格といいますか、入札に応じることができるような、そういう今、業者も育ってきているという状況でもございます。

今度はその次の質問の下請の話でございますけれども、毎回毎回、その都度下請のことを業者さんに、これはお願いという形でしかできませんので、毎回それをしているわけではございません。特にこの文化財という、この事業につきまして、どこまで下請においても、町内業者が関われるかどうかというのは非常に少ないというふうにも、そういう思いも持っております。ですので、そうは言いながら、下請に町内業者が対象となるようなものがあるんであれば、できるだけそれは使っていただきたいと

いう思いでもございますので、今日、実は夕方に請負業者に御挨拶に来ていただくことになっておりますので、また確認も含めて、念のため、また一度そのことはお話をしてみたいというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

道信　俊昭君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第６．議案第６号

○議長（草田　吉丸君）　日程第６、議案第６号津和野町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第６号でございますが、津和野町手数料条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　それでは、議案第６号津和野町手数料条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの一部改正は、令和５年１２月６日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴うものでございます。

改正内容は、戸籍法の一部を改正する法律の施行により、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書が交付できるようになる広域交付制度のための所要の規定の整備が行われることに伴い、手数料条例においては、手数料の標準額の改定及び戸籍、除籍、電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額の追加を行うものであります。

改正条文につきましては、新旧対照表の１ページを御覧ください。

１ページ、別表第１、第２条関係中段の戸籍法の第２欄については、本籍地以外での戸籍謄本等を証明した書面の交付手数料の追加となります。２ページの第３欄は、戸籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料の新設。３ページの第４欄は、本籍地以外での除籍謄本等の交付手数料の追加。第５欄は、除籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料の新設。５ページの第８欄は、電子化された届書等情報の内容の証明手数料の追加。６ページの第９欄は、電子化された届書等情報の内容の閲覧手数料の追加となります。

施行期日につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行日と同じく、令和６年３月１日となります。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　すみません。１点、教えていただきたいんですが。

５ページにあります。この１，４００円というところが、新たに制定されていると思うんですけども、この金額の設定というのは、どういうところから金額設定をされているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　５ページの新旧対照表の金額の設定のところで、具体的には個別な事象がございますが、戸籍法に基づいて、これは全国共通の金額が定められているというものでございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　すみません。ちょっとデジタルに疎いので、戸籍電子証明書って、今までは紙で頂いていたのがメールか何かで来るとか、そんな感じなんですか。その辺がちょっと分からないので、教えていただけたら。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　条例の改正の中で、戸籍電子証明書提供用識別符号という言葉が出てきますが、それについて御説明いたしたいと思います。

行政手続において、自分の戸籍の情報、戸籍電子証明書を提供するために必要な１６桁の符号となります。この１６桁の符号につきましては、有効期限が３か月のパスワードとなるもので、申請先の行政機関に提示することにより、申請先側で戸籍電子証明書を確認できるというものでございます。

これまで、本籍地に出向いて戸籍謄本等を請求しなくてはならない、または、郵送依頼による請求しなくてはならなかったものが、３月１日からは、顔認証ができるマイナンバーカードまた運転免許証等を、本人に限るんですが、最寄りの市区町村の窓口で戸籍謄本等の請求ができたり、また先ほどの質問ございました、この１６桁の番号を紹介先の市区町村に伝えることによって、円滑にその申請先の市区町村での戸籍謄本等の書面の提出が省略できるというものになります。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第６号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

道信　俊昭君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ここで１０時３０分まで休憩といたします。

午前10時20分休憩

……

午前10時30分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第７．議案第７号

○議長（草田　吉丸君）　日程第７、議案第７号令和５年度津和野町一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第７号令和５年度津和野町一般会計補正予算（第８号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０７億９９８万8，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、議案第７号を御説明申し上げます。

歳出を御説明いたしますので、６ページを、タブレットでは３２ページをお開きください。

教育費の学校給食センター費では、備品購入費として新たに建設されます学校給食センターに使用する備品類の購入費として、２１１万2，０００円を計上、教育諸費では、備品購入費として町内の小中学校用端末等購入額の確定に伴い、２０４万５，０００円を減額しています。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　すみません。学校給食センターの備品購入ということなのですが、どのようなものを購入されるのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　御質問でございますけれども、主には、事務室で使用します事務机や、それから調理員等が使用するロッカー、それと、そのほか調理場の白衣やエプロンを洗濯するための洗濯機とその乾燥機といったようなものを購入する予定でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　今の御説明がありましたこの備品購入なんですが、

今後、令和３年度事業でここまで竣工した後、今後の購入の予定のものというのはあるのか、それともここで一旦は、全てそろって稼働できるものなのかが、１点目です。

それと、下の下段の備品購入費の減額について、もうちょっと詳細をお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　１点目の御質問のほうでございますが、一旦、今回のこの備品購入の補正で今後の稼働ができるというものとなって、一つの区切りというふうに考えております。

それから、２番目の教育諸費の減額についてでございますが、こちら、教職員用のＰＣを購入ということで予算をつけていただきましたが、こちらについて予算が確定したので、入札によって金額が確定したので、その入札差金について減額をさせていただくというものになっております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　最初の机、ロッカー等、これは最初の予算内に入ってないんですか。当然要るようなものと思うんですが、後から付け加えるようなものではないとも、最初からの計画に入れておくべきであると思うんですが。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　今の御質問でございますけれども、こういったものは今回初めて要求をさせていただいております。当然、当初から必要なものであるだろうということは想定しておりましたけれども、今回初めて、こういった備品については、予算を要求、計上をさせていただいたものというところで御理解を頂けだければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。これより議案第７号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（８名）

米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

退席（１名）

道信　俊昭君

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第８．発委第１号

日程第９．発委第２号

日程第１０．発委第３号

○議長（草田　吉丸君）　日程第８、発委第１号津和野町議会図書室設置条例の制定についてより、日程第１０、発委第３号津和野町議会委員会条例の一部改正についてまで、以上３案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

本案について、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。三浦委員長。

○議会運営委員会委員長（三浦　英治君）　それでは、発委第１号、第２号、第３号に

ついて、これはそれぞれ、地方自治法第１０９条第３項及び第７項並びに、津和野町議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

まず、発委第１号津和野町議会図書室設置条例の制定について、提案の趣旨及び内容について説明いたします。

この条例は、令和６年５月１日施行の津和野町議会基本条例第４条の規定に基づき、津和野町議会図書室の設置に関する条例であります。議会図書室について設置条例を定め、議会図書の管理を明確にするものであります。津和野町議会図書室管理規程を別に定め、議会図書として活用してまいります。

附則として、この条例は令和６年５月１日から施行するものであります。

続きまして、発委第２号津和野町議会会議規則（平成１７年津和野町議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表を御確認ください。第９３条中の見出し及び同条中の「紹介議員」を「請願者及び紹介議員」に改めるものです。

附則として、この規定は令和６年５月１日から施行するものです。

続きまして、発委第３号津和野町議会委員会条例の一部を改正するものです。

別紙、新旧対照表を御覧ください。第２８条を第２９条とし、第１７条から第１９条までを１条ずつ繰り下げ、第１６条の次に、会議の公開として第１７条「委員会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは討論を用いないで会議に諮って秘密会とすることができる。」の１条を加えます。

条の追加、繰り下げに伴い、目次中、第２章「２０」を「２１」に改めます。第３章以下についても新旧対照表のように改めます。第２７条３項においては、関連する条番号を改正するものであります。

附則として、この条例は令和６年５月１日から施行するものであります。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。（「それぞれ」と呼ぶ者あり）

それでは、発委第１号津和野町議会図書室設置条例の制定について、これについて質疑がありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　それでは、質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより発委第１号について討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより発委第１号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（８名）

米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

退席（１名）

道信　俊昭君

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　続きまして、発委第２号津和野町議会会議規則の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより発委第２号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（８名）

米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

退席（１名）

道信　俊昭君

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　発委第３号津和野町議会委員会条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより発委第３号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（８名）

米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

退席（１名）

道信　俊昭君

○議長（草田　吉丸君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和６年第２回津和野町議会臨時会を閉会します。

午前10時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員